

# 中東情勢を踏まえた農林水産分野における対応状況

令和8年4月24日

九州農政局 福岡県拠点

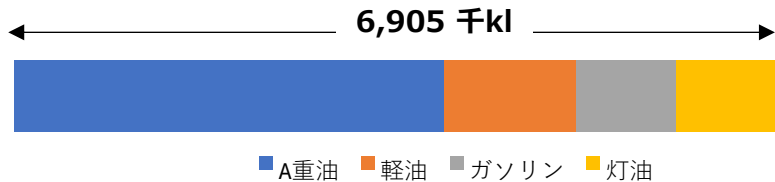
# 中東情勢を踏まえた農林水産分野における対応状況

- 農林水産省に相談窓口を設置するとともに、農林水産業・食品産業分野において、燃油不足などお困りの事案について、関係団体等から状況を伺い、収集した情報に基づき、経済産業省と連携して対応。
- 例えば、海上輸送用の特殊な燃料が不足し、中国からの養殖用の稚魚の輸入が遅延している事案では、必要とする事業者に行き渡るよう、目詰まりの解消を進める。また、仮に時期の遅れにより、稚魚が大きくなっても、事業者不利益が生じないよう、4月中旬までに関税等の特例を講じる。

## 1. 農林水産業・食品産業分野における燃油等の状況

- 3月31日に相談窓口を設置するとともに、関係団体・事業者の皆様から燃油の不足等の情報を収集。
- 施設園芸農家や漁業者へ燃油高騰時の補てん金をお支払いする制度を整備しており、引き続き、必要な支援を実施。

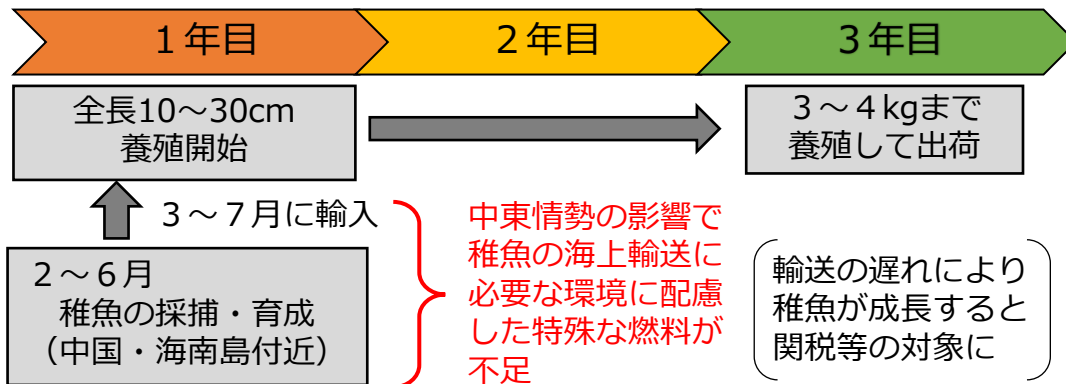
### 【農林水産業・食品産業分野における燃油使用量】



- 農林水産業・食品産業分野では、農業用ハウスの加温や、漁船の燃料としてA重油が多く使われている。
- また、農林業用機械や運送用のトラック、乾燥機等のための軽油やガソリン、灯油も必要不可欠。

## 2. 対応を進めている事例

### ■ かんぱちの主な養殖形態



### ■ 見直しの方向性（関税等の特例）

現状：全長15~30cm 無税  
全長 30cm~ 関税10%

見直し案：全長15~50cm 無税  
全長 50cm~ 関税10%

➡ これにより、稚魚が成長した場合であっても、一定期間、無税で輸入可能

※ 輸入割当 (IQ) の特例についても、一定期間 全長30cm以下から全長50cm以下に拡大

# 施設園芸等燃料価格高騰対策

- **燃料価格**は、為替や国際的な商品市況等の影響で大きく変動するため、今後の価格の見通しを立てることが困難な生産資材。特に施設園芸等は、経営費に占める**燃料費の割合が極めて高く**、燃料価格高騰の影響を受けやすい業種。
- そのため、これまで省エネルギー化に取り組んできた施設園芸等産地においても、**より燃料価格の高騰に影響を受けにくい経営への転換を進める必要**。
- 経営の転換に取り組む産地に対しては、燃料価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付する**セーフティネットの構築を支援**。

## < 目的と基本的な仕組み >

### 施設園芸等燃料価格高騰対策の目的

**燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換**

### 基本① 支援対象者

施設園芸農家3戸以上又は農業従事者5名以上で構成する農業者団体等

### 基本② 省エネルギー等対策推進計画

支援対象者は、3年間で燃料使用量の15%以上削減する省エネ目標と、目標達成に向けた取組を設定。

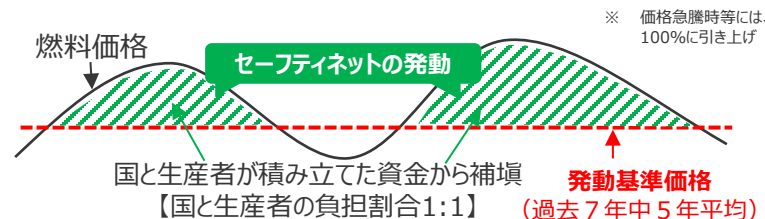
※ 初めに取り組む場合は3年間で10a当たり燃料使用量を15%以上削減、2期目以降に継続して取り組む場合は、3年間で10a当たり燃料使用量を更に15%削減又は、**単位生産量当たり燃料使用量を15%以上削減する目標**（収量増で達成可能）を立て、計30%以上の省エネに取り組む。

計30%以上の削減を達成した者は、自身の削減目標を定め、更なる省エネに向けて不断に取り組む。

### 基本③ 施設園芸セーフティネット構築事業

- ① 支援対象者はセーフティネットの対象期間を選択し、燃料購入数量を設定して補填積立金を納入。(国と生産者が1:1で積み立て)
- ② 省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向けて取組を実施し、燃料価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付。

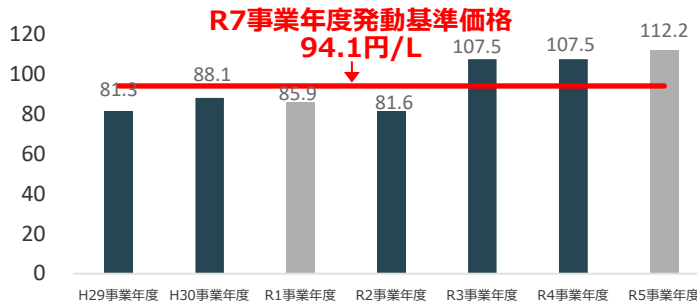
**補填金 = 補填単価 (発動基準価格との差額) × 当月購入数量の70%**※



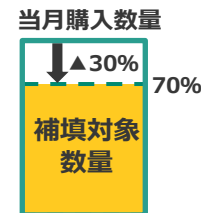
## < 施設園芸セーフティネット構築事業の対策のポイント >

### 【ポイント1】セーフティネット発動基準価格、補填対象数量

過去7年間のA重油価格のうち最高値1年分と最低値1年分を除いた5年の平均価格を発動基準価格とし、当該月購入数量の70%補填対象数量とする。



※補填金 = 補填単価 × 当月購入数量の70%  
補填単価 = 発動基準価格との差額  
(R7事業年度) = 価格 - 94.1円/L

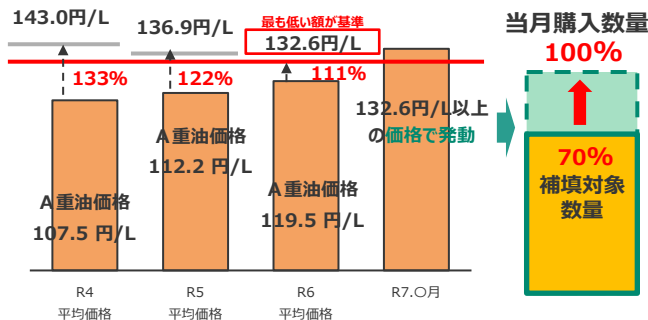


### 【ポイント2】低温特例措置

当月の気温が**平年気温を下回った場合**、段階的に**補填対象数量を引き上げ**。

### 【ポイント3】急騰特例措置

燃料価格が、**前年加温期間の平均価格より11%以上高騰**し、かつ、7中5平均の価格を上回った場合、**補填対象数量を100%に引き上げ**。  
(2年前の22%、3年前の33%上昇時も発動)



### 【ポイント4】省エネ加速化特例措置

※令和9事業年度まで

ヒートポンプ等の省エネ機器を導入し、かつ3年間で化石燃料の使用量の50%以上の削減に取り組む場合、**補填対象数量(※)を70%から100%に引き上げ**  
省エネ加速化特例… 補填単価 × 燃料購入数量(※) × 100%  
※基準量の50%の数量まで

